平成２３年（フ）第９０号
川崎市川崎区藤崎１丁目30番15号　神奈車ハイツ藤崎Ｂ―103
債務者　平山　郁子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第９７号
川崎市川崎区中島２丁目11番８号　ハイツ松本101
債務者　野村　直美
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６号
長野県佐久市岩村田1272番地16　大塚荘２号室、前住所長野県佐久市横根857番地１
債務者　菊池　文子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第６２２号
岡山県玉野市八浜町八浜1177番地２
債務者　尾野　雄太
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９３号
岡山市中区平井３丁目883番地９
債務者　佐藤　千鶴
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９６号
岡山市北区宿429番地７
債務者　石田　夏代
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２１年（フ）第１２７２号
千葉市中央区亀岡町１番25号
破産者　株式会社中山管工
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２７３号
千葉市若葉区桜木２丁目26番３号
破産者　福元　　修
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２７４号
千葉市若葉区桜木２丁目26番３号
破産者　福元　　成
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２０３号
千葉県市原市惣社１丁目９番地24
破産者　難波　　紘
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１６２号
名古屋市緑区大高町字寅新田81番地
破産者　有限会社村川製作所
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６１５号
名古屋市天白区中平５丁目1901番地603
破産者　原田土木有限会社
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６１６号
名古屋市東区大幸３丁目16番18号
破産者　加藤興業株式会社
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８４号
福島県南相馬市原町区上高平字高田197番地の３
破産者　原町電装株式会社
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第１４００号
東京都西多摩郡瑞穂町南平２丁目28番地９
破産者　東新開発株式会社
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５３１号
岡山市東区政津1023番地２
破産者　山本三郎こと　金　　三郎
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第８２号
長崎県佐世保市東浜町554番地
破産者　横関　　守
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２９５号
長崎県佐世保市平瀬町18番地、旧住所長崎県佐世保市桜木町310番地２
破産者　篠崎　悦也
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係